

33 中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件  
(平成22年(セ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成22年8月20日、東京都中野区の住民2人から、道路会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が設置した道路換気所から発生する低周波音により、申請人らは不眠症等の健康被害を受け、他所の賃貸マンションに転居せざるを得なくなったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1,234万5,006円及び遅延損害金の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成22年11月29日、低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

### 34 葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

(平成22年(ゲ)第4号事件)

#### (1) 事件の概要

平成22年9月9日、東京都葛飾区の住民1人から、通信会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の頭痛、耳鳴り、不眠等の健康被害は、申請人宅の隣地にある被申請人の基地局内外に設置された電気通信設備から生ずる騒音又は振動(低周波騒音及び低周波振動を含む。)によるものである、との原因裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成23年2月8日、騒音及び振動(低周波を含む。)と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

35 小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件  
(平成22年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成22年10月7日、東京都小平市の住民1人から、公衆浴場経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の公衆浴場の煙突から発生する異臭ガスにより、申請人は咽頭炎等の健康被害を受けた外、仕事ができないことによる財産上の損害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金200万5,370円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

36 川口市における住宅工事に伴う大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件  
(平成22年(ゲ)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成22年11月8日、埼玉県川口市の住民1人から、住宅施工会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の体に障害が起きたのは、被申請人が施工した住宅建築工事で、木くず、化学物質、臭いを発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 37 多摩市における道路交通振動による財産被害等原因裁定申請事件

(平成22年(ゲ)第6号事件)

#### (1) 事件の概要

平成22年11月12日、東京都多摩市の住民1人から、東京都を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に、所有家屋の損傷被害及び睡眠障害の健康被害が生じたのは、申請人宅前の都道から発生する道路交通振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 38 鎌ケ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件

(平成22年(ゲ)第7号事件)

#### (1) 事件の概要

平成22年12月2日、千葉県鎌ケ谷市の住民1人から、医療法人と同法人の経営者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が健康被害を生じたのは、被申請人医療施設の厨房のボイラーから発生する機械騒音、低周波音及び振動並びにエアコン室外機の音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 39 松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第10号事件)

#### (1) 事件の概要

平成22年12月6日、千葉県松戸市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が施工した建築工事から発生した作業騒音により、申請人は不眠症の健康被害及び転居費用等の財産上の被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金180万円の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### 40 焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第11号事件)

##### (1) 事件の概要

平成22年12月27日、静岡県焼津市の住民1人から、金属加工会社、焼津市及び静岡県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人金属加工会社が操業する工場からの騒音・振動並びに被申請人市及び県の不適切な対応により、申請人が肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して損害賠償金300万円の支払を求めるものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### 41 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第1号事件)

##### (1) 事件の概要

平成23年2月4日、沖縄県宮古島市の住民1人とエコツアー企画運営会社1社から、宮古島市を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が実施した海中公園の建設工事に伴い、周辺海域において申請人らが保全活動を行っているサンゴがへい死したところ、申請人住民が、工事を監視するために水中調査を行うなど、経済的、精神的、健康的負担を強いられ、申請人会社が、企画したエコツアーの中止を余儀なくされたのは、被申請人が工事関連法令を遵守しなかったこと等のため工事現場から赤土等を流出させた水質汚濁によるものである、との原因裁定を求めるものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、沖縄県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 42 千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件

(平成23年(セ)第1号事件)

### (1) 事件の概要

平成23年2月21日、東京都江戸川区の不動産会社から、鉄道会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が運行する列車から発生する騒音等により、申請人所有の賃貸マンションの居住者が、睡眠妨害、会話妨害等の生活妨害を受けていることから、申請人は、空き室の発生、賃料の減額、賃借人からの苦情への対応等の被害を生じているとして、被申請人に対し損害賠償金日額9,000円等の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

43 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件  
(平成23年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成23年3月1日、大阪府、奈良県及び京都府の住民51人から、廃プラスチック処理会社と北河内4市リサイクル施設組合を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害等を中心とする健康被害は、被申請人らの廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### 44 中央区における飲食店からの騒音被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第3号事件)

##### (1) 事件の概要

平成23年3月2日、東京都中央区の住民1人から、レストラン運営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の平穏な生活が奪われ、精神的損害を受けているのは、申請人宅の向かいで被申請人が営業するレストランから発生する来店客の喚声等によるものである、との原因裁定を求めるものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

#### 45 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第4号事件)

##### (1) 事件の概要

平成23年3月7日、長崎県島原市の食品製造会社から、畜産会社3社及び畜産事業者1人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が食品製造に使用している井戸から硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたのは、被申請人らが開設した養豚場等から排出されたし尿によるものである、との原因裁定を求めるものである。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

**46 芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件**  
(平成23年(セ)第2号事件)

**(1) 事件の概要**

平成23年3月10日、兵庫県芦屋市の住民1人から、不動産会社及び建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが施工したマンション建設工事の騒音・振動により、申請人は自律神経失調症を発症した外、家屋への損害、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金342万7,720円の支払を求めるものである。

**(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。